

（事業の目的）

第1条 株式会社めるざさが設置する介護24福生（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、指定訪問介護及び第1号訪問事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問介護運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（第1号訪問事業の運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービスの提供を開始するに当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、その結果を第1号訪問事業支援事業者または地域包括支援センターへ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「第1号訪問事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」又は当該市町村が定める基準及びその他の関係法令の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 指定訪問介護・第1号訪問事業のサービスを提供するに当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）主たる事業所

名 称：介護24 福生

所在地：東京都福生市熊川 202-3 トーシンハイツ福生 110 号

（2）出張所（サテライト）

名 称：介護24福生・瑞穂 st

所在地：東京都西多摩郡瑞穂町むさし野 2-1-23

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護・第1号訪問事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 6名

・訪問介護計画・第1号訪問事業計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（3）訪問介護員 常勤換算 2.5名以上（サービス提供責任者を含む。）

・訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護・第1号訪問事業のサービス提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、8月13日から8月15日まで、12月31日から1月3日を除く。

（2）営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（3）サービス提供時間 24時間対応とする。

（4）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容）

第8条 事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

（1）訪問介護計画の作成

（2）身体介護に関する内容

①排泄、食事介助、服薬介助、特段の専門的配慮を持って行う調理

- ②清拭、入浴、洗面、身体整容
- ③体位変換、更衣介助、起床・就寝介助
- ④移動・移乗介助、通院・外出介助
- ⑤自立を促す見守りの援助
- ⑥その他の必要な身体の介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ①一般的な調理・配下膳
 - ②洗濯・衣類の整理・被服の補修
 - ③住居の掃除、ゴミだし、整理整頓、ベッドメイク
 - ④生活必需品の買い物・薬の受け取り
 - ⑤その他必要な家事
- (4) 通院等乗降介助

通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援する。

(第 1 号訪問事業の内容)

第9条 事業所で行う第 1 号訪問事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 第 1 号訪問事業計画の作成
- (2) 第 1 号訪問事業は指定訪問介護と同様又は準じた内容のサービス

(指定訪問介護・第 1 号訪問事業の利用料等)

第 10 条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号)によるものとする。

2 第 1 号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、当該市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から片道 1 キロメートルあたり 30 円とする。

4 指定訪問介護のうち通院等乗降介助を提供した場合の運賃は、道路運送法に基づき認可を受けた運賃(運送約款に定める額)を別途徴収するものとする。

5 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

6 指定訪問介護・第 1 号訪問事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護・第 1 号訪問事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、福生市・羽村市・青梅市・昭島市・あきる野市・立川市・瑞穂町・日の出町の区域とする。

(衛生管理等)

第 12 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備

及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第13条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者および家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者および家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束等の廃止及び虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、組織として慎重に検討・判断し、本人又はご家族等への十分な説明と同意を得るとともに、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止及び身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年２回以上）実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置すること。

4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１７条 事業所は、感染症や大規模災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知徹底を図るとともに、必要な研修及び訓練（年１回以上）を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後３か月以内

（２）継続研修 年１回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、職場におけるハラスメントを防止するための適切な措置を講ずるものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社めるざさと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（記録の保存期間）

第１９条 事業所は、指定訪問介護・第１号訪問事業に関する従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護・第１号訪問事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存するものとする。

（１）訪問介護計画・第１号訪問事業計画

（２）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（３）市町村への通知に係る記録

（４）苦情の内容等に関する記録

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。